

特定事業燃料価格高騰対策支援金実施概要（手引き）

●趣旨

遠軽町では、燃料価格高騰により、経済的に影響を受けている交通・運送事業者の事業継続を支援するため、次のとおり支援金を支給いたします。

●対象事業者及び支援金

令和7年9月1日以前から営業実態のある事業者であって、町内に本社を有する法人又は町内に事業所を有する者であって、今後も継続して事業を行う意思のある者

対象業種等の区分	支援金額	事業に使用する自動車の数	
		1～3台	4台以上
交通事業（ハイヤー・運転代行）		10万円	20万円
運送事業		5万円	10万円

複数の対象業種を営む事業者又は複数の事業所を営む事業者の場合であっても1事業者として1回のみ支給します。

●申請受付期間

- ・令和7年9月10日（水）から令和7年11月20日（木）まで

●申請方法

- ・郵送（〒099-0492 遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町経済部商工観光課あて）
- ・役場窓口（商工観光課（庁舎3階））または各総合支所

●申請に必要な書類

- ・支援金申請書
- ・添付書類

法人	個人
①営業実態確認書類 ・直近事業年度の法人税確定申告書 ②通帳の写し ・金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)などがわかるもの ③北海道運輸局への届出書類の写し ・事業に使用する自動車の数がわかるもの	①営業実態確認書類（次のいずれか） ・令和6年分の所得税確定申告書 ・令和7年度の個人住民税申告書 ②申請者本人確認書類（運転免許証等） ③通帳の写し ・金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)などがわかるもの ④北海道運輸局への届出書類の写し ・事業に使用する自動車の数がわかるもの

●お問い合わせ

〒099-0492 遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽町経済部商工観光課
電話 0158-42-4819